

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

個人が政治献金をした場合

Q：私は会社のオーナーですが、個人的に親しい政治家がいますので、寄付をしたいと考えています。寄付金は法人から出した方が税法上よいですか。それとも個人でした方がよいでしょうか。

A：個人でした方がよいと思われます。

【解説】

(1)個人が寄付をした場合

政治活動に関する寄付を行う場合、平成7年1月1日から12年12月31日までの間に個人が支出したものは、税法上次のような特典があります。

- ①寄付金控除……（特定寄付金の合計額－1万円）の金額を所得金額から控除。
 - ②税額控除……（特定寄付金の合計額－1万円）×30％を所得税から控除。
- ①と②はどちらか選択適用となります。

(2)法人が寄付をした場合

法人が支出した政治献金は、通常の一般寄付金と同様に扱われることとなりますので、一定の範囲内しか損金に算入されません。

ただし、社長の個人的な付き合いや同窓生だからなどといった理由の政治献金は、社長への認定賞与となりかねませんので、十分注意が必要です。

(3)ご質問の場合

個人的な付き合いでの献金のようなので、法人から寄付はしないほうがよいでしょう。個人からの寄付で、それが要件に該当するならば、所得税の計算上、上記のような控除があります。

